



## CONTENTS

### New Dean

法学部の課題の一端について 学部長就任の挨拶に代えて 吉田美喜夫 2

### Sabbatical

2005年度後期在外研究報告 堀 雅晴 4

### Overseas Conference

オーストラリア家庭裁判所訪問調査 渡辺 惺之 6

### My Book

『現代国家と市民社会 21世紀の公共性を求めて』 中島 茂樹 10

### New Face

「みやこ」の大学に赴任して 田村 陽子 12  
日本語教育と私 遠山 千佳 13  
7年振りの出戻りです 水野 武夫 14

### Departure

立命館からの旅立ち 土岐 孝宏 15

### Media Coverage

法学部定例研究会 18  
学術交流・研究活動 19

New Dean

新法学部長挨拶

## 法学部の課題の一端について 学部長就任の挨拶に代えて

吉田 美喜夫 YOSHIDA Mikio

大学を取り巻く環境はもとより、学内の諸事情も実に複雑で、困難な課題が山積しています。このような状況の下で学部長を務めることになりました。大変ですが、いつの時代でも、それぞれ困難な課題はあるものであり、所詮、それに立ち向かっていくしか選択肢はありません。私が入学した当時の「大学紛争」に立ち向かわれた学部の先生方の苦労を思い起こせば、昨今の困難など、些細なことのように思えます。

ところで、今、「大学紛争」について触れましたが、実は、私は、「大学紛争」が始まった1968年に本学法学部に入学しました。当時、名誉総長であった末川博先生は、すでに講義はされていないのですが、様々な講演会や式典があるたびに、お話を聞く機会がありました。先生の「未来を信じ、未来に生きる」という言葉は、余りにも有名ですが、いつも講演の中で言われていた言葉で、今も思い出すのは、「僕は諸君が羨ましい。諸君には、未来があるからである。」という言葉です。

今、我々がこの言葉から学ぶべきことは、青年を相手に教育に従事している、ということ、しかも、4,000人にも及ぶ学生に対して、その将来に大きな責任を負っているという事実ではないかと思えます。

このような責任をどう果たしたらよいのか。学生に対する場合、我々は、得てして自分の学生時代の経験を物差しとし勝ちですが、そのような態度をまず反省すべきだと思います。たとえば、大学は最高学府なのだから勉強は自分でするものだという考え方は、一面、真理なのですが、他面では、実効性を失ってきていることを否定できません。それも当然です。今日、進学率は50%に及んでいます。大学は、一部の「エリート」が自ら学



ぶ場としての最高学府であるより、多くの青年が社会に巣立つ直前の教育機関としての性格を強めているからです。そうだとすれば、学生が社会に出て人生を切り拓いていけるようなキャリア形成力をつけることが課題になるはずですが。

たしかに、学生の未来を、単に進路・就職と結びつけることは、「未来」の矮小化です。末川先生が強調されていたのは、青年がこれから過ごしていく「社会」の在り方が念頭に置かれていたはずだからです。しかし、それでもなお、進路・就職を学生の自己責任として放置せず、自覚的に教学上の基本課題として位置づけることが重要だと思います。

我々が立ち向かう学生の変化は、進学率の上昇だけではありません。受講生も多様化しています。社会人を迎えているだけでなく、「高大連携」の取り組みもあり、高校生を相手に話をする必要まで生まれています。さらに法科大学院の講義では、高度専門職を目指す学生を相手に、最先端の判例・学説について、実務との連携を意識しながら講義をしなければなりません。我々には、このような

「幅」に対応できる講義力が必要なのです。

講義力を問題にする場合、たとえば、学生の試験の成績が悪かったとき、それを学生の勉強不足を原因と見るか、自分の教え方に問題があるかで見ると対応が分かれます。私は、後者の視点が重要になっていると思います。我々が、教育実践において、学生に成長という変化を期待するのであれば、我々自身も変化しなければなりません。そして、どのような内容を、どのような方法で、どれだけ教えるか、といった点について、真剣な集団的検討が必要です。実は、既に、このような教育実践は、法科大学院で始まっているのです。講義に同僚が参観し、相互に批評し、改善していくというFD活動がそれで、もはや、講義の場は学生以外の「立入禁止区域」ではありません。大学の教員にとって、まことに厳しい時代がやってきたと言わねばなりません。

これまでのところでは、もっぱら、教育を中心に述べてきましたが、研究を軽視しているからではありません。それどころか、教育に自信と誇りと情熱を持って臨む最大の保証は、教員がしっかり研究していることだと思うからです。この点で、わが法学部は、ますます研究分野で存在感を高めることが課題だと思います。それは、科研費の採択やCOEのことを言っているのではなく、やや抽象的

ですが、「学風の確立」ということです。振り返ってみれば、わが法学部には、民法学や刑事法学の豊かな伝統があります。このような学問的伝統を継承しなければなりません。幸い、近年、同僚の尽力で、税法や金融法などの分野において、社会から注目されるようになってきました。今後は、これらを組織だったものにする、言い換えれば、研究の拠点を作ることが課題だと思います。この課題は、法学部のみでなく、法科大学院と一体となって進める必要があります。理論と実務を架橋する先端的な法学のテーマについて、旺盛な研究活動を推進し、今後、法曹人口の増大の下で、彼らにも頼られる「研究センター」を設立しなければなりません。この場合、法学部および法科大学院の卒業生にとっても、生涯のよりどころとなるような存在にする必要があります。すでに、「金融・法・税務研究センター」構想が具体化に向けて動き始めています。これが上記の課題に向けた第一歩になるはずで

す。もう紙数が尽きました。やや散漫な抱負になりましたが、要するに、教育が極めて重要な課題であるという自明のことを強調したかったのです。同僚の皆さんのご協力をお願いします。

(よしだ・みきお 労働法)



## 外留報告

## Sabbatical

## 2005年度後期在外研究報告

堀 雅晴 *HORI Masaharu*

私は世紀転換期の欧州行政学研究の現状と課題を探るために、英国を中心にフランス・ドイツ・フィンランドを訪問し、各地で研究者との交流や視察、そして資料収集等を行い、半年間に亘る有意義な研究生活を送ることができました。まず冒頭にあたり、こうした機会を与えていただいた教授会をはじめ関係各位に感謝を申し上げます。

さてここでは、在学研究の成果を次の4点にまとめて、ご報告したいと思います。まずはじめに前述の4カ国の有力な研究者と、コンタクトができたことです。マンチェスター大学のストーカー教授、ボルドー政治学院のマルティノ・フォフマン教授、シュツットガルト大学のガルプエル教授、ヘルシンキ大学のテネス教授です。この方々から同国の研究



マンチェスター大学

動向を直接聞き、双方の研究を交流することができました。

次に資料収集についても大学図書館のウェブサイトを通じて報告書や論文を多数ダウンロードしてコレクションを構築することができました。またフィンランド政府およびドイツ州政府・自治体の職員等へのヒヤリング（写真左）を試み、各地の民間研究団体の資料も収集することができました。

またフィンランドではTurku大学にあるthe National University Network for East and Southeast Asian StudiesのコーディネーターのMarita Siika女史（写真右）より、通信制学生用に配信しているネット講義を依頼されて、*Japan stands as a crossroad*と題する話をしてきました。なお同氏より、同研究センターの活動や蔵書・学位授与の状況について説明を受けました。特に受講生が450名にも上るといいう話から、同国の東アジア、とくに中国（台湾を含む）への関心の高さがよくわかりました。またポルドー政治学院でも1月のセミナ

ーに報告者として招かれて、*Japanese Public Administration in the Era of Globalization*と題する報告をする機会を得ました。2005年の動きを中心にした現状報告が功を奏したのか、いろいろと質問をしていただきました。これを通じて、意外と日本のことが海外では知られていないことを、改めて痛感しました。

最後にこの外にも今回の研究期間を活用して、OECD編の成績主義給与の報告書に関する翻訳文献についての書評（『季刊 行政管理研究』2005年12月）を十分な検索に基づいて書くことが可能となったり、日本行政学の80年余の歴史を回顧する論文（大塚桂編著『シリーズ日本の政治第1巻 日本の政治学』法律文化社、2006年4月末刊行）に十分な時間をかけての校正作業もできたりと、おかげで大変助かりました。

以上で、在外研究の報告とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（ほり・まさはる 政治学）



シュットガルト市役所でのヒヤリング



フィンランドのマリタ女史

Overseas  
Conference

海外出張報告

## オーストラリア家庭裁判所訪問調査

渡辺 惺之 WATANABE Satoshi

## 1. はじめに

一昨年、法科大学院の教員として採用して頂き間もないときに、研究支援センター（現・人文社会リサーチオフィス）の高儀さんのご支援を頂いて申請した科研費による共同研究企画が採用され、4年間の研究補助を受けられることになりました。テーマは「多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究」という長たらしいものです。国際私法・国際民事手続法、家事手続法、家族法の共同研究企画として、本学から二宮先生、佐上先生、酒井先生にご参加頂いております（樋爪先生は留学中で現在ははずれています）。

初年度の昨年は、10月にソウル家裁の調停委員と大阪家裁の調停委員の交流を兼ねた意見交換会を行い、よく似た家事調停制度同士でも考え方や実施の実際はかなり差があることを実感しました。11月に韓国、中国の国際私法、民事手続法の研究者とのワークショップを行い中国、韓国及び日本における涉外家事紛争に関する手続法・国際私法、特に家事調停の承認・執行制度の比較紹介を試みました。

今回、この延長線上の調査として、2月にオーストラリアの家庭裁判所の実態調査をする機会を得ました。個人的な感触ですが、日本の裁判所での涉外家事調停の中でオーストラリア法が関連する事例は増えていると感じています。

オーストラリアは、連邦法として統一家族

法典を1975年に立法しています。一つの法典の中に、家族法、家事手続法、国際私法・国際民事訴訟法に関する規定を包括したスケールの大きい法典で、特に国際私法関係規定は外国離婚承認に関するハーグ条約を取り込んだ先進的なものといえます。しかし、その内容についての紹介や研究は必ずしも日本では充分ではなく、家事調停がどのように行われ、涉外事件の場合にどのような問題を抱えているか、外国の家事調停はどのように扱われているのか等、私どもには、その実際がよく分からないところがありました。オーストラリア家庭裁判所の訪問調査は、このような疑問から始まり、昨年9月本学で行われた国際取引シンポジウムにこられたKent Anderson先生、Luke Nottage先生が協力するとの言葉を当てに後期の学務が一段落した2月中旬に訪問調査を実行することとなりました。

メンバーは、本学から佐上先生、酒井先生と私、早稲田大学の木棚先生、神戸大学の中野先生、福岡大学の北坂先生で、都合で早めに帰国したり遅れて参加されたりがありましたが、最大で6名でした。訪問先はシドニーの家庭裁判所、シドニー大学法学部、キャンベラの家庭裁判所、リーガル・エイド、コーポレーション・ロイヤーの家事専門の法律事務所、キャンベラのオーストラリア国立大学法学部（ANU）などでした（キャンベラでは、ANUのKent Anderson先生だけでなくMargie Rowe先生にも大変お世話になりました）。

## 2. シドニー家庭裁判所

シドニー家庭裁判所は我々のために大変親切な対応プログラムを準備してくださいました。シドニー大学のLuke Nottage先生が那須さんという助手の方を紹介してください、那須さんがシドニー家裁に依頼してくださいのおかげでした。ただ、そのスケジュールが到着時間の連絡不十分から、シドニーに到着して3時間後ということになってしまい、お昼頃ホテルに到着し、荷物を預けて直ぐにホテルから歩いて訪問というハードなものとなってしまいました。シドニー家裁訪問は、日本の裁判所から研修派遣されている若い刑事

裁判官も一緒にでした。

家庭裁判所は、市の中心部にあり、大変に立派な建物です。セキュリティーチェックは厳重でした。なんでも家事事件の当事者が裁判官の自宅に爆弾を仕掛けたというテロ事件があり、それ以来極めて厳重になったということでしたが、裁判所の入り口ホールで空港の手荷物検査のようなチェックを受けなければなりません。人数も多いためでしょうか、Japanese delegationとして下記のようなレクチャー・プログラムを準備してくださいました。

The Future of Family Law	(Catherine Asbridge)
Mediation & CCP	(Deborah Fry)
Case Management System	(Phillip Cameron)
Tour of Registry	
Consider the Children	(video)

Hague Conventionというテーマでレクチャーを用意し、その間に所内の見学とAfternoon teaまで準備して下さいました。なお、CCPとはChildren's Cases Programの略称で、特に子供の問題を含む家事事件について、子供の保

護の観点から当事者対立的な手続を修正した事件処理システムを指すようで、シドニー家裁で実験的に行われている手続である、ということでした。

今回の調査では、前記の諸先生方のご協力により、全ての予定を快適な夏の日々と共に順調に済ませることができました。調査内容の方はいずれ共同研究の成果として公表する予定ですが、ここでは佐上先生が撮られた写真をご紹介します。



シドニー家庭裁判所の建物の入り口。裁判官に対する爆弾テロ事件があったとかで、入り口での検査もあり警戒は厳重でした。



シドニー家裁を訪問したメンバーと、プログラムを立てて下さったRegistrarのCatherine Asbridgeさん、子の奪取についてレクチャーして下さい下さったBill Johnston氏です。

Registrarというのは法廷を担当しない裁判官という理解が一番近いだろうと思います。



JusticeのBolandさんです。  
Justice室は個室で日本の家裁の所長室と比べてもかなり豪華な作りです。



シドニー家裁の法廷室です。  
他に調停室、カウンセリング室、子供の状況観察の部屋など心理的なケアに向けた設備が充実していました。



シドニーのシンボルともいえるオペラ座です。

(わたなべ・さとし 国際私法 / 国際民事訴訟法)

## My Book

## 自著紹介

『現代国家と市民社会  
21世紀の公共性を求めて』

中島茂樹 NAKAJIMA Shigeki

立命館大学人文科学研究所は、2001年4月に、同研究所内の研究プロジェクトとして、「公共研究会」(略称「公共研」)を設立し、社会科学を中心に、学内外にわたる隣接諸科学の研究者の参加を得て定期的に共同研究会を開催してきた。

「公共」という概念を共通の分析課題に据えることに関しては、研究会への参加者の間に温度差や思いの違いがあったことは否定できないが、少なくとも、「公」を独占した官によって「私」が圧伏されること、また逆に「私」が「公」を省みず私利私欲を無限に追求すること双方に対しては参加者全員が強い警戒感を共有し、それらを回避するためには「私」の限界と閉鎖性を超克するとともに「公」を相対化する立脚点を探求しなければならないという切迫感に駆られていたことは疑いないと思われる。古典的市民社会論の成果を真摯に学びながらも、それと異なった地平から「私」と「公」の止揚を眺望しようのかという問題関心を参加者が多かれ少なかれ共有し、果敢な問題提起を行ったがゆえにこそ、それぞれ専門分野を異にした参加者の間に緊迫した討論と対話が繰り広げられることになった。

とはいえ、この問題は誰が取り組んでも容易に解答や妙案を見出しがたい難題であることは言うまでもないが、ともあれ、その研究成果の第一弾として公刊されたのが、山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編『新しい公共性 そのフロンティア』(有斐閣、2003年)であった。幸いにもこの書物は、人文科学研究所の研究叢書としては初めて2刷りを経験するなど好評をもって迎えられたところから、『新しい公共性』刊行後の「公共



## 『現代国家と市民社会

## 21世紀の公共性を求めて』

山口定・中島茂樹・松葉政文・小関素明編著  
ミネルヴァ書房

2005年11月発行 ¥4,410(税込)

研」の研究活動をまとめて出版しようという構想がもちあがり、次のような問題関心のもとに公刊されたのが、本書である。

「経済的グローバリゼーションの条件下で、わが国の『国家』と『経済』、『国家』と『社会』、『市民社会』と『市場』、総じて『公』と『私』の関係は、それらの全面的な再編を求められている。このような問題にアプローチする場合、『公共性』という言葉によって含意されている内実、その射程およびその機能をどのように認識するか、ということが決定的な意味をもつ。時代が求める『新しい公共性』はいかなる内容・手続きによって創造されるべきか。そこでのフロンティア、とりわけ芽生えつつある新しい動向を解明し、人文・社会科学諸領域からの解答を試みる。」

本書は、次のような論考から構成されている。

序章：山口定「『市民社会』問題をアジア諸国の事例から見直す」

第1部：日本近代主権と公権力

第1章：小関素明「近代日本における公権力・立憲制・ナショナリズム」

第2章：穎原善徳「近代主権と立憲制」

第3章：住友陽文「近代日本の都市自治論の再生」

第2部：現代国家と公共性問題

第4章：中島茂樹「改憲イデオロギーと『公共性』問題」

第5章：晴山一穂「中央省庁改革と国家行政組織の公共性」

第6章：竹内俊子「教育改革と公共性」

第7章：本多滝夫「社会保障行政における公共性問題」

第3部：市民社会・市場と公共性問題

第8章：八木紀一郎「国境を越える市民社会 グローバル化のもとでの世界市場と市民社会」

第9章：松葉正文「市民社会と経済的不平等 予備的考察」

第10章：小坂直人「公益企業の公共性について」

第11章：有賀郁敏「初期トゥルネン協会運動における社会参加と相互扶助 トゥルナー消防団の活動を中心に」

第12章：山本隆「地域福祉とローカルガバナンス 公共圏を担う福祉アクターの交流」

第13章：森裕之「日本の地方財政改革と公共圏の再編」

本書の特色として以下の2点を指摘することができよう。

第一に『現代国家と市民社会』と銘打ちながらも、現代の市民社会ないし公共性の問題点をより歴史的な観点から捉えることを重視し、戦前をあつかった論稿を3本用意したことである。それら論稿いずれもが単に「過去の究明」ではなく「前へ進むための過去の点検」を強く意識していることは言うまでもない。

第二に、編集作業の進行とともに、公共性問題の枠組に収まりきれない問題領域を取り扱う諸論稿に対してかならずしも理論的な統括を加えず、問題の捉え方自体は各論者の自主性を尊重したことである。むしろそうせざるを得ないこと自体、公共性論と市民社会論

が孕んでいる問題点の困難さを示唆しているともいえようが、そうしたこともあって、今日の時点で市民社会問題をアジア諸国の中で論じることの意義と方法に論及された山口先生の論稿が序論に据えられている。

本書は、このような問題意識と経緯の下に、立命館大学人文科学研究所のプロジェクト研究を舞台装置として展開された、立命館大学内外の研究者たちの共同研究の所産である。閉塞感に覆われたかに見えるわが国今日の時代状況のなかで、人文・社会科学のさまざまな領域の研究者による学際的協力を得て編まれた本書が、21世紀の『現代国家と市民社会』に求められる新しい公共性の展望にいささかなりとも貢献できれば幸いである。

(なかじま・しげき 憲法)

## 新任紹介

## New Face

## 「みやこ」の大学に赴任して

田村 陽子 TAMURA Yoko



4年間在職した前任校の山形大学を離れ、4月よりこちらでお世話になることになりました。生まれも育ちも東京なのですが(ただし中学生時代は父の転勤で南米のベネズエラにいました)、実は父親が京都の田舎・丹後大宮の出なので、本籍は山形に行くまでずっと「京都府」に置いていました。ということで父方の祖先の霊に導かれた・・・のかは分かりませんが、このたび縁あって京都のしかも「みやこ」の大学に移ることになりました。

京都に住むことになってうれしいことは、言うまでもなく旧所・名所が多いことと、おしゃれでおいしいレストランが多いことです。さっそく、北野天満宮の25日の市に行ったり、美術館をめぐるたりしましたし、町屋カフェとかもいくつか入ってみました。細い路地を適当に歩くだけでも、さまざまなお店に出会えるのもとても楽しい発見です。

また、大学院生時代より「お茶(裏千家)」を趣味で習っておりますが、お家元のお膝元に来ることができたことも、何かの運命を感じるところです。着物の着付けもまだまだ上手にできませんが、お茶の勉強も大いに続けることができそうなので楽しみです。京都に来てさすがだと思ったのは、着物を普段から着て歩いている人が多いことです。着物を着てあちこち観光する人がいるのは、京都くらいなのではないでしょうか。舞妓さんの格好だってできてしまうというのも、京都だけかと思えます。

京都市の地形は、前に住んでいた山形市と似ており、新幹線の駅から北の山に向かってなだらかな盆地になっているため、どこかなつかしい感じがします。山形は食べ物の素材が新鮮でおいしいところで、さくらんぼやラ・フランスといった果物をはじめ、野菜・

肉(米沢牛)・米から日本酒(『一四代』などが有名)に至るまでいろいろありましたが、京都は、豆腐・湯葉をはじめ繊細で優美な日本食がおいしそうで、これもまた楽しみです。

さて、本業の方ですが、立命館大学は、常に将来を目指す「改革」の大学ですので、私もこの大学の熱い(!)風に吹かれながら、未来に向かって一生懸命、教育に研究にと励んでいこうと思っております。学生の数も多い上、非常に熱心に学ぶ方が多そうで、こちら身も引き締まる思いです。大学院生時代に留学したアメリカのロースクール(NYU)では、いわゆる「ハーバード流交渉術」という新しいADRの手法も、ロール・プレイなどを通じて学んできましたが、そういった新しいものも、学生の皆さんにお伝えできればと考えております。ゼミでは、昨年はシンガポールに旅行に行って、世界で一番IT化された法廷をみんなで見てきました。こちらの学生はもっと元気がよさそうですので、ゼミも大いに盛り上がることを期待しております。

研究者としてはまだまだ「ひよっこ」ですが、どうぞ皆様よろしく願い致します。

(たむら・ようこ 民事訴訟法)

## 日本語教育と私

遠山 千佳 *TOHYAMA Chika*

日本語教育担当の遠山千佳です。

日本語を教えるというと、たいてい「へえ、そんな仕事があるの?」とか「英語ぺらぺらなんですか?」とか、たまには「不法労働者の手伝いしてるんですか?」とかも言われてしまいます。日本語教育の仕事内容がほとんど一般の人に知られていないというのは、外まで発信する余裕のない日本語教育の実態や、教師の多くが食べていけない職業という実情、それから特に国内での日本語教育のあり方がどんどん多様化してきているということにもあると思います。

今の日本教育の背景には、望んだわけでもなく親に連れられ来日して日本の学校に通う子供たち、経済格差から来る結婚や労働の問題、地域住民としての問題など環境や人権の問題やら、母語の継承や喪失の問題など言語やアイデンティティに関わる問題、文化や社会の違いからくる問題、歴史の問題、青年期の問題や学習障害の問題等々、数々の問題が横たわり、それらが次々に目の前に突きつけられてきます。そんな中で日本語のサポートをしていくのが日本語教育の使命なのかなと思います。と言っても、一つ一つの問題がそれぞれ複雑ですし、教師も生身の人間なので、なかなか一筋縄ではいかず、悶々とすることもよくあります。何の問題もないように思える教室でも喧嘩することで信頼感を強める喧嘩民族出身の学生、差別の激しい国出身の学生、情熱の国からやってきた学生等々、文化



も信念も違う学生たちを相手に、思えば文化的小おとなしい日本人の私は生きるか死ぬかくらいに真剣に壮絶な喜怒哀楽の毎日を送ってきたなど今ふと思ってしまいました。でも、たぶんこんなにもハマってしまったのは、文化の違う者同士の触れ合いが毎日新鮮で、ハッピーな発見や驚きの連続だからだとも思います。

世間一般にほとんど仕事内容さえ知られていない日本語教育は、日本語教育界だけでは解決できない社会的な問題も多く抱えていますが、新鮮な可能性も秘めています。そんな日本語教育の姿を、少しずつでも日本語教育業界の内外へ発信していけるような活動ができればと思っています。よろしく願いいたします。

(とおやま・ちか 日本語教育)

## 新任紹介

## New Face

## 7年振りの出戻りです

水野 武夫 MIZUNO Takeo

99年3月まで、本学の非常勤講師をしていた。78年に、中井美雄先生から要請され、「公害法」を担当したのがその始まり。前期は講義をし、そのうちの希望者を集めて後期はゼミを行った。当時は、公害裁判が賑やかな時代で、小生も、四日市公害訴訟や大阪国際空港公害訴訟を担当し、また、2000人の地域住民が原告となって港湾計画の取消しを求めた甲子園浜埋立公害行政訴訟は、始まったばかり。講義の材料には、事欠かず、学生も熱心だった。その後、大阪弁護士会の副会長を勤めた1年間だけ休んだが、足掛け21年間、ずっと引き続き非常勤講師として、公害・環境法や税法の講義、ゼミなどを担当してきた。99年4月に、龍谷大学から特別任用教授として招かれ本学を離れたのだが、本年4月から、法学研究科の特別契約教授として、7年ぶりに戻ってきた次第である。

本学を卒業したのは64年、東京オリンピックの年である。司法試験は落ちたが公務員試験には合格し、国税庁に就職した。これが、税法を勉強するきっかけとなった。翌年、運良く司法試験に合格。学生時代からの念願どおり、68年に弁護士登録をし、今日に至っている。大阪の事務所は、現在10名の弁護士を擁する中規模事務所であり、様々な雑多な事件を扱っているが、租税訴訟も多い。

学生時代は、末川総長の講義もあったし、個人的にお話を聴かせていただく機会も多く、大いに影響を受けた。当時の法学部の雰囲気も、弁護士になろうという決意を堅固なものにした。4年間、法友会に所属し、友人たちと法律の議論をし、関法連の法律討論会に出場して、優勝したこともあった。RBCやメンネルコールに所属し、法律以外のことに



も取り組んで、それなりに学生生活を楽しんだ。

母校とはいえ、非常勤講師を20年間も続け、その後も大学で教鞭をとっているのは、やはり、教えることが好きなのだと思う。好きでなければ続けられるものではない。龍大では、税理士志望の院生に税法を教え、修論を指導したが、やがて実務家になり、通達に明け暮れることになる院生に、租税法は会計でなく法律である、租税法律主義がその根本にある、税理士は納税者の人権を守るのが使命である、ということをお教えるのは、意義のあることだと思っていた。本学でも、同様の仕事のほか、ロースクールで、後輩の法曹を育てることに尽力したい。弁護士会が側面から推進した新しい法曹養成制度を定着させるためにも、頑張らなければならない。もとより弁護士が本業であり、研究者ではないが、実務で得た問題点を論文にまとめる作業もしていきたいと思っている。

野球はもちろんタイガース。音楽は何でも好きだが、最近ではオペラにはまっている。

(みずの・たけお 税法)

## 立命館からの旅立ち

土岐 孝宏 *DOKI Takahiro*

長かった立命館での学生生活を終え、この4月から、中京大学法学部専任講師（商法担当）として、新たなスタートを切ることができました。

まずは、この場をお借りし、学部ゼミ時代よりの恩師、竹瀆修教授に、深く御礼申し上げます。また、私は、立命館中学校以来、大学院終了まで、15年間に亘って立命館に育てていただきました。その間、数多くの「立命の先生」と出会い、ご指導を賜ることとなりました。本当に、ありがとうございました。そして、これまで、物心ともに支えてくれた両親、15年間の学費納入を称えて、学園からの感謝状はありませんが、かわりに、このニュース・レターをもって、僕からの感謝状にしたいと思います。

さて、僕が、大学院に進学して、研究者を志すこととなったのは、偶然に偶然が重なった結果。第一の偶然は、恩師との出会いです。竹瀆先生との最初のご縁は、大学1回生の基礎演習。半期だけお世話になりました。後日談、「印象にない」とのことでしたが、それもそのはず、これといった目的意識もなく大学に入学し、どこか冷めていて無難に卒業して就職すればよいと考えていた学生が印象に残るはずもなく…。3回生のゼミ選考で、民法の第一志望、第二志望ともに落選、とくに、第二志望では、残り8名枠のうち9名が希望し、私だけが落ちました。自分だけ落ちたというショックはさすがに大きく、藁をもすがる思いで、基礎演習でお世話になった竹瀆ゼミを希望しました（お人柄重視）。

第二の偶然は、春休み中の事前ゼミガイダンスを無断欠席してしまったこと（重過失：掲示板を見ていなかった）。欠席者には、欠席理由を明らかにすることが求められ、「場合によってはゼミの受講を認めない」という状況に。ようやく掴んだ安住の地が奪われる、何とかせねばと、春休み中の課題に真剣に取り組みました。結果、第一回目の小テストで、最高点をマークすることに。自分自身意外な

結果でしたが、一度トップをとったら、トップの座を守りたいという負けず嫌いがでて、大学に入って、初めて真面目に勉強するようになりました。そして、保険法の研究者として第一線で活躍されている先生の下、これまで初めて「学問」の楽しさに触れることができました。子供の頃から「勉強」は大嫌いでしたが、研究という要素が入った「学問」は、妙に自分の性に合っていました。これといったものを大学で得ることなく卒業していく者が多い中、偶然とはいえ、真剣に打ち込めるものを大学時代に見つけられたことは、何よりの幸せでした。

教員として、教壇に立つ日々。かつて、自分が恩師から授かったように、一人でも多くの学生に、「大学に来てよかった」と思ってもらえる教育となるよう、心がけています。自分が、“ひとつのきっかけ”となり、それぞれの潜在能力、とくに潜在意識を覚醒させることができればよいと考えております。大学教員として、まだまだヒヨコの身、一回一回の授業が、いっぱい、いっぱい真剣勝負。しかし、今は、この多忙の中に、心地よい充実感があります。

最後になりましたが、ともに机を並べた大学院の後輩達、そして母校・立命館の益々の活躍と発展を祈念申し上げます。

（どき・たかひろ 商法）

新

刊

図

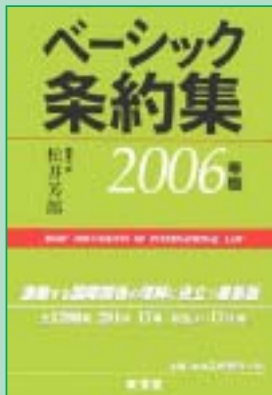
書



『国際人権法』  
法科大学院ケースブック  
薬師寺公夫ほか 著  
日本評論社  
2006年3月発行  
¥3,990 (税込)



『はじめての法律学  
HとJの物語』第2版  
松宮孝明ほか 著  
有斐閣アルマ  
2006年3月発行  
¥1,785 (税込)



『ベーシック条約集』2006年版  
松井芳郎・薬師寺公夫ほか 編  
東信堂  
2006年3月発行  
¥2,730 (税込)



『よくわかる税法入門 税理士・  
春香のゼミナール』第3版  
三木義一 著  
有斐閣選書  
2006年3月発行  
¥2,100 (税込)





『グローバル化する世界と法の課題  
平和・人権・経済を手がかりに』  
松井芳郎・薬師寺公夫ほか 編  
東信堂  
2006年4月発行  
¥8,610（税込）



『租税 判例分析ファイルII  
所得税編』  
三木義一ほか 著  
税務経理協会  
2006年4月発行  
¥3,780（税込）



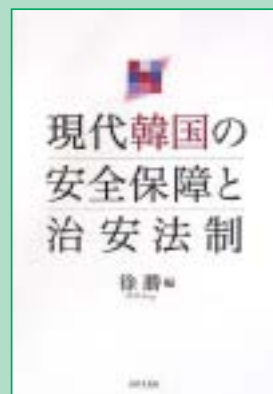
『租税 判例分析ファイル  
法人税編』  
三木義一 著  
税務経理協会  
2006年4月発行  
¥3,780（税込）



『租税 判例分析ファイル  
相続税・消費税編』  
三木義一ほか 著  
税務経理協会  
2006年4月発行  
¥3,780（税込）



『少年司法改革の検証と展望』  
 龍谷大学矯正・保護研究センター叢書  
 葛野尋之 編  
 日本評論社  
 2006年4月発行  
 ¥6,825 (税込)



『現代韓国の安全保障と治安法制』  
 徐勝 編  
 法律文化社  
 2006年4月発行  
 ¥3,465 (税込)

## Media Coverage

### 法学部定例研究会

(2006年4月～6月)

#### 法学部定例研究会：

- 06年4月28日 民事法研究会：大河純夫氏「判決の公表の仕方について」  
 06年6月2日 政治学研究会：赤澤史朗著「靖国神社 せめぎあう<戦没者追悼>のゆくえ」をめぐって  
 06年6月23日 民事法研究会：小山泰史氏「誤振込金の返還請求に対して、当該普通預金口座に担保権を有する者が利得費消の抗弁を主張しうるか」

## 学術研究プロジェクト：

- 基盤研究 S 「グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する総合研究」
- 基盤研究 A 「多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究」
- 基盤研究 A 「現代韓国民主化と法・政治構造の法社会学的研究」
- 基盤研究 B 「多角的なジェンダーの視点による正義概念の再構築と正義感覚への架橋をめざす研究」
- 基盤研究 B 「グローバル社会における民事手続法制度の継受と伝播 比較立法学の観点から」
- 基盤研究 C 「甲類家事審判事件の審理構造に関する研究」
- 基盤研究 C 「行政の規制権限不作為と司法統制に関する日仏比較法研究」
- 基盤研究 C 「精神的損害 概念の再検討 心の傷と癒し の民事責任論・損害論・時効論の研究」
- 基盤研究 C 「憲法上の公私間関係と公共性 ドイツと日本の比較研究」
- 基盤研究 C 「刑事手続における少年の手続参加の保障に関する日米英比較法研究」
- 基盤研究 C 「「形成期」アメリカ政治学の「アメリカ化」の内実の学史的的研究」
- 基盤研究 C 「占領期の憲法論議 中央地方のジャーナリズムでの対応を中心に」
- 基盤研究 C 「近世日本の刑事司法に関する基礎的研究」
- 基盤研究 C 「都市空間をめぐる紛争解決と行政訴訟制度改革」
- 基盤研究 C 「保険とリスク対処の新種取引に関する法的規制の研究」
- 基盤研究 C 「キャッシュフロー・ファイナンスにおける利益調整規範の研究」
- 基盤研究 C 「規制国家の新たな展開の研究：日英比較を中心として」
- 若手研究 B 「複雑訴訟における正義 日米の大規模不法行為訴訟・医療過誤訴訟を素材に、その実体的正義・手続的正義の質と社会的フォーラムとしての機能を問い直す」
- 若手研究 B 「同性結婚法制化を巡る議論を規定し、かつそこに投影される「政治的なもの」の分析」
- 若手研究 B 「会社規模ごとの経営者責任追及制度の役割と態様」
- 若手研究 B 「各種事業組織体のガバナンス」
- 若手研究 B 「裁判における言語分析モデルの構築とその許容性の理論的・実証的研究」
- 若手研究 B 「18世紀末から19世紀前半のドイツ刑事法学にみられる歴史的・哲学的基礎研究の役割」
- 若手研究 B 「行政契約の現代的展開」
- 若手研究 B 「受刑者等の選挙権の剥奪に関する研究」
- 若手研究 B 「裁判所の手続裁量と当事者の証明活動の相関性」
- 人文科学研究所：近代日本思想史研究会  
グローバル化と公共性研究会
- 国際言語文化研究所：ジェンダー研究会
- 人間科学研究所：法と心理学研究会

The background of the page is a photograph of the Ritsumeikan University School of Law building, a large classical-style structure with many columns. In the foreground, there are green leaves from a tree, partially obscuring the view of the building. The Ritsumeikan University logo is in the top left corner.

**RITS**  
Ritsumeikan  
University

立命館ロー・ニュースレター  
第45号(2006年6月)

編集：立命館大学法学部

ニュースレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・  
立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111 (代)

FAX. 075-465-8294

URL. <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl>

## 編集後記

本年度の最初のニュースレターを無事に発行することができました。執筆者をはじめ、関係各位にお礼を申し上げます。

本号は、吉田・新学部長のご挨拶に始まり、新任の方々や新天地で出発した方の抱負など、それぞれの方の意気込みなり、お気持ちが伝わる記事を掲載しました。その心意気に応えられるよう、法学部・法科大学院ともに、いっそう力を発揮していかなければならないわけですが、本稿を執筆している時点では、丁度、新司法試験が終わったところです。他方で、東京では、本学の「金融・法・税務研究センター」が発足し、大垣教授と三木教授を中心に活動が始まるようとしています。いずれも良い成果をあげられるよう頑張っ参りたいと思います。ご支援のほど、宜しく申し上げます。

法学部副学部長(企画・研究政策担当) 竹濱 修